

岡山県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度 の人件費率
	(平成26年1月1日)					
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	1,945,208	704,186,887	1,639,248	219,057,234	31.1	31.2

(注) 人件費は、職員に支払われた給与、退職手当、共済組合事業主負担金、公務災害補償基金負担金及び特別職に支払われた給与、報酬等の総額です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

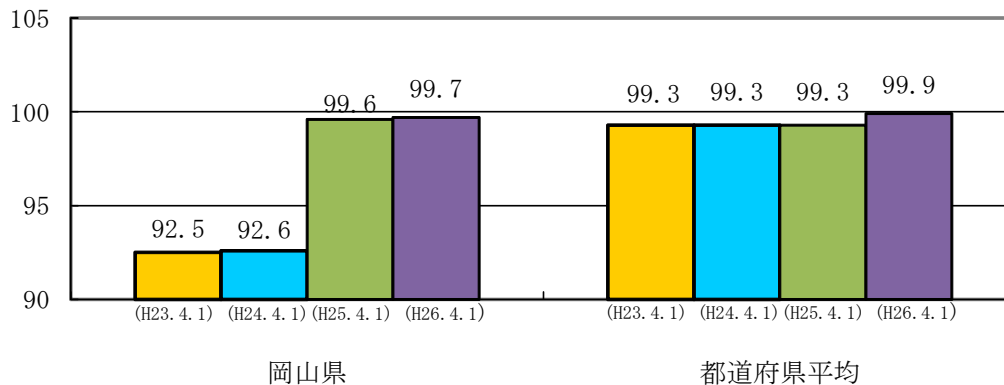
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人 当たり給与 費 B/A	(参考)都道 府県平均一 人当たり給 与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	22,975	100,320,304	17,766,572	37,622,471	155,709,347	6,777	6,875

(注) 1 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

2 職員手当には、退職手当を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理及び改善の見込み

①平成21年4月1日から平成25年3月31日まで平均7.3%の給与削減措置を実施していたため。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	勧告 (改定率) %		
26年度	372,862	372,258	604 (0.16%)	0.16	0.16	0.27

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A 月	公務員の支給月数 B 月	較差 A-B 月	勧告 (改定月数) 月		
26年度	4.11	3.95	0.16	4.10	4.10	4.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

実施

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%の引下げ。
 人材確保の観点から1級の全号給及び2級の初号付近については改定を行わず、公民の給与差を考慮して50歳台後半層では最大で4%程度の引下げ。激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 行政職給料表以外の給料表についても、同様の改定を実施するが、医療職給料表(一)については、医師の処遇を確保する観点から、引下げ改定は行わない。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び岡山県の支給割合)

(支給割合) 国基準と同様の支給割合。			
(実施時期) 平成27年4月1日より実施。			
(参考) 岡山市			
	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合(H30.4.1)	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	3%	3%	3%
岡山県の支給割合	3%	3%	3%

③ その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
 (平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岡山県	43.2 歳	338,182 円	417,187 円	368,467 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
都道府県平均	43.4 歳	335,401 円	421,368 円	375,393 円

②高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岡山県	45.3 歳	395,122 円	440,752 円
都道府県平均	44.8 歳	383,450 円	443,343 円

③小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岡山県	43.7 歳	374,397 円	404,654 円
都道府県平均	43.5 歳	368,928 円	422,542 円

④警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岡山県	38.3 歳	320,427 円	441,317 円	344,268 円
国	41.3 歳	316,666 円	—	367,707 円
都道府県平均	38.8 歳	321,974 円	463,360 円	366,254 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		岡 山 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	184,000 円	172,200 円
	高 校 卒	147,100	140,100
高等学校教育職	大 学 卒	205,200	—
	高 校 卒	156,700	—
小・中学校教育職	大 学 卒	205,200	—
	高 校 卒	156,700	—
警 察 職	大 学 卒	206,300	200,000
	高 校 卒	173,500	161,500

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大 学 卒	272,032 円	357,890 円	389,861 円	412,022 円
	高 校 卒	222,610	313,625	351,645	381,170
高等学校教育職	大 学 卒	317,081	406,355	429,819	446,939
	高 校 卒	—	—	—	—
小・中学校教育職	大 学 卒	317,390	399,099	414,923	429,684
	高 校 卒	—	—	—	—
警 察 職	大 学 卒	283,086	389,140	408,652	423,863
	高 校 卒	253,455	356,311	395,967	409,274

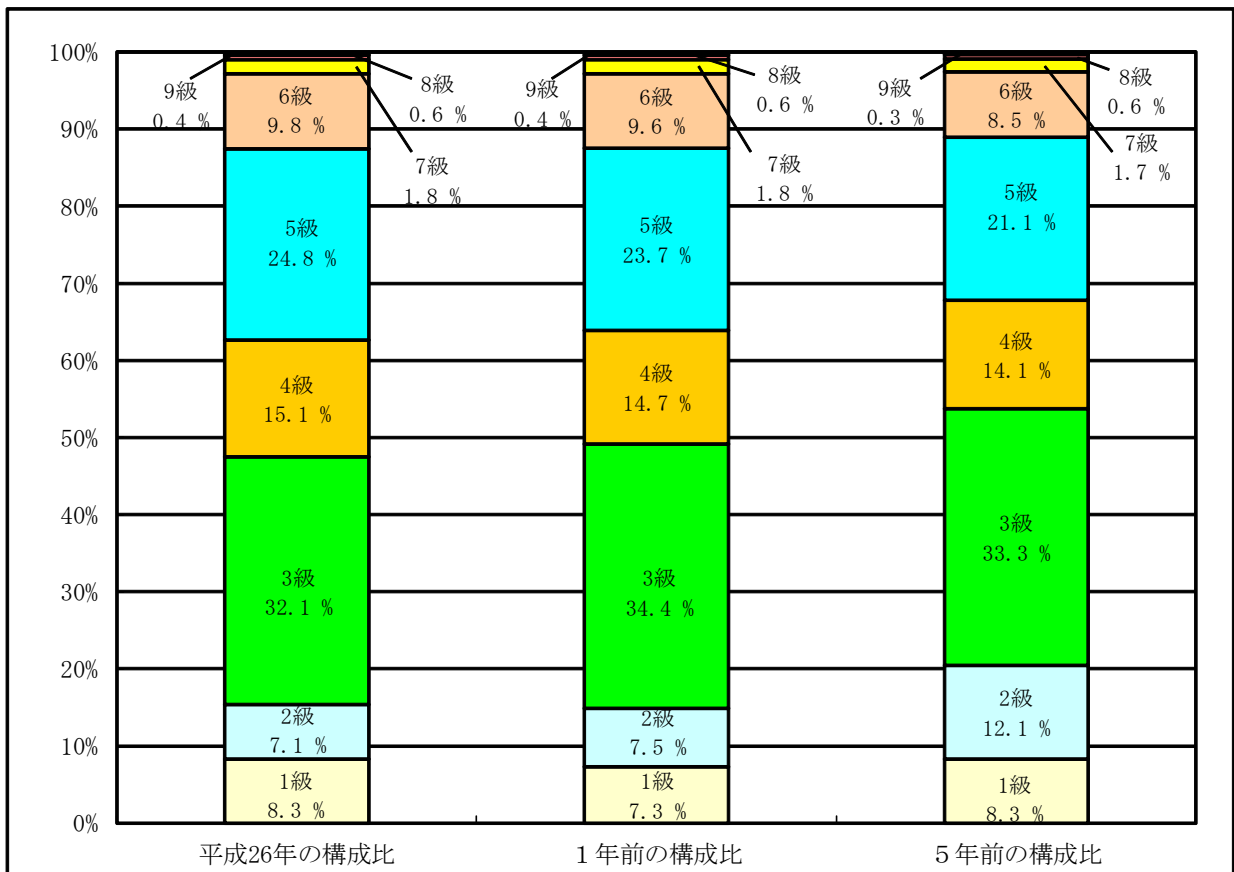
- (注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。
 2 平均給料月額には、給料の調整額及び教職調整額を含みます。
 3 高等学校教育職（高校卒）及び小・中学校教育職（高校卒）については該当する職員がいないため、記載していません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
		人	%	円	円
9級	部長	20	0.4	469,800	543,400
8級	次長・参与	31	0.6	416,100	483,600
7級	室長	89	1.8	369,300	461,500
6級	課長・参事	491	9.8	323,700	427,700
5級	副参事	1,245	24.8	292,300	405,600
4級	主幹	759	15.1	265,800	393,200
3級	主任	1,610	32.1	227,600	359,500
2級	主事	357	7.1	190,900	312,300
1級	主事	414	8.3	140,300	246,800

- (注) 1 岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号）に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の勤務成績を昇給に反映させるため、「A」～「E」の5段階の昇給区分を設定し、人事評価結果等に基づき昇給号給数を決定している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（平成26年4月1日現在）

民間のボーナスに相当する期末手当及び勤勉手当は、勤務成績、勤務期間に応じて年2回支給されます。

岡山県	国
1人当たり平均支給額（25年度） 1,594 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20 % ・管理職加算 15 ~ 25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20 % ・管理職加算 10 ~ 25 %

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況
実績評価及び能力評価からなる新たな人事評価制度を実施しています。
2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況
人事評価結果等に基づいて、「特に優秀」、「優秀」、「良好」、「良好でない」の成績区分を用いて、成績率を決定しています。

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

退職手当は、職員が退職又は死亡したとき、当該職員又は遺族に支給されます。

岡山県	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 21.62 月分 27.025 月分 勤続 25 年 30.82 月分 36.57 月分 勤続 35 年 43.7 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 21.62 月分 27.025 月分 勤続 25 年 30.82 月分 36.57 月分 勤続 35 年 43.7 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)
(1人当たり平均支給額) 4,247 千円 26,353 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成26年4月1日現在）

地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域の物価等を考慮して定める地域に在勤する職員及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員に支給されます。

支給実績（25年度決算）	1,329,352 千円		
支給職員1人当たりの平均支給年額（25年度決算）	142,543 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	%
東京都特別区	18.0	17	18.0
大阪市	15.0	6	15.0
神戸市	10.0	1	10.0
広島市	10.0	4	10.0
仙台市	6.0	1	6.0
岡山市	3.0	9,132	3.0
医師・歯科医師	15.0	21	15.0
平均支給率	3.1	—	3.1
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）	99.7 (99.7)		

(注) 1 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し、国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

2 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数×(1+岡山県の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出しています。)

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められる職員に、その勤務の特殊性に応じて、日額又は月額で支給されます。

支給実績（25年度決算）	1,106,555 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	148,931 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	33.2 %
手当の種類（手当数）	30

(注) 手当の名称、主な支給対象職員（業務）及び手当額については、別紙1のとおりです。

(5) 時間外勤務手当

時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に、その勤務した時間に対して支給されます。

支給実績（25年度決算）	4,081,976 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	488 千円
支給実績（24年度決算）	4,210,430 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	497 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在） ・ ・ ・ 別紙2のとおり

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給 料	知 事	1,032,000 円 (1,290,000 円)
	副 知 事	918,000 円 (1,020,000 円)
報 酬	議 長	950,000 円 (1,000,000 円)
	副 議 長	855,000 円 (900,000 円)
	議 員	798,000 円 (840,000 円)
期 末 手 当	知 事	(平成25年度支給割合)
	副 知 事	2.95 月分
	議 長	(平成25年度支給割合)
	副 議 長 議 員	2.95 月分
退 職 手 当		(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	知 事	129万円×在職月数×0.59 36,532,800 円 任期ごと
	副 知 事	102万円×在職月数×0.42 20,563,200 円 任期ごと
地 域 手 当	知 事	給料の3%
	副 知 事	

- (注) 1 給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、平成26年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

※特別職等の給与削減の状況

①知事等の特別職等 (平成26年度)

職 名	給料の削減率
	%
知 事	20
副 知 事	10
公 営 企 業 管 理 者	5
常 勤 監 査 委 員	5
教 育 長	5

②議長、副議長、議員 (平成26年度)

職 名	報酬の削減率
	%
議長、副議長、議員	5

6 職員数の状況

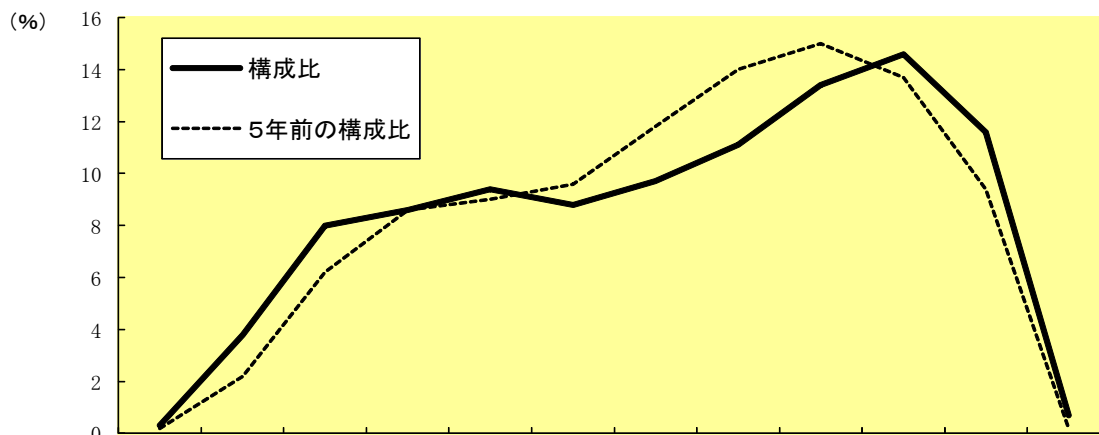
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成25年	平成26年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	33	34	1	
		総務	649	629	△ 20	新財務システム安定化終了, 執行体制の見直し
		税務	227	227	0	
		民生	337	335	△ 2	事務の統廃合
		衛生	532	531	△ 1	事務の統廃合
		労働	77	74	△ 3	事務の統廃合
		農水	988	963	△ 25	事務の統廃合
		商工	176	170	△ 6	執行体制の見直し
		土木	826	806	△ 20	事務の統廃合、災害復旧業務の概了
	計	3,845	3,769	△ 76		
		教育部門	15,182	15,193	11	倉敷まきび支援学校の新設
	警察部門	3,949	3,972	23	少年非行対応業務の増	
	小計	22,976	22,934	△ 42		
公営企業部門	病院	0	0	0		
	下水道	2	1	△ 1	事務の統廃合	
	その他	124	122	△ 2	事務の統廃合	
	小計	126	123	△ 3		
合計			23,102 [24,742]	23,057 [24,807]	△ 45 [65]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 66	人 873	人 1,846	人 1,974	人 2,167	人 2,040	人 2,236	人 2,559	人 3,096	人 3,368	人 2,668	人 164	人 23,057

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	4,230	4,084	3,985	3,903	3,845	3,769	▲ 461 (▲ 10.9%)
教育	15,252	15,080	15,119	15,246	15,182	15,193	▲ 59 (▲ 0.4%)
警察	3,903	3,913	3,928	3,931	3,949	3,972	69 (1.8%)
普通会計	23,385	23,077	23,032	23,080	22,976	22,934	▲ 451 (▲ 1.9%)
公営企業会計	145	128	128	128	126	123	▲ 22 (▲ 15.2%)
総合計	23,530	23,205	23,160	23,208	23,102	23,057	▲ 473 (▲ 2.0%)

〔知事部局（教育委員会、警察本部共通分を含む。）〕

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度)	左記職員に対する 支給単価
放射線技術従事職員 の特殊勤務手当		レントゲン、放射性同位元素又は人事 委員会規則で定めるものを使用して、 有害放射線の影響を受ける作業	32千円	日 額 230円
伝染病防疫作業従事 職員の特殊勤務手当		家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166 号）第2条第1項に規定する家畜伝染病 のうち、口蹄疫、高病原性鳥インフル エンザ及び低病原性鳥インフルエンザ のまん延を防止するために行う家畜の と殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却 又は畜舎等の消毒の作業	0千円	日 額 380円
		伝染病が発生し、又は発生するおそれ がある場合において、伝染病患者若し くは伝染病の疑いのある患者の救護、 伝染病にかかり、若しくはかかっている 疑いのある家畜の飼育又は伝染病の 病原体に汚染され、若しくは汚染され た疑いのある物件の処理作業	2千円	日 額 290円
衛生検査作業従事職 員の特殊勤務手当	保健所に勤務する職員	細菌、血液、原虫若しくは寄生虫の検 査又は病理若しくは臨床医学の検査の 作業	32千円	日 額 350円
公害業務従事職員の 特殊勤務手当	人事委員会規則で定める 公署に勤務する職員	大気汚染防止法（昭和43年法律第97 号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律 第138号）、岡山県環境への負荷の低減 に関する条例（平成13年岡山県条例第 76号）その他人事委員会規則で定める 法令の規定に基づいて現地において行 う立入検査又は調査の作業	129千円	日 額 230円
特殊現場作業従事職 員の特殊勤務手当	次の各号に掲げる作業に 従事した職員	地上又は水面上10メートル以上の足場 の不安定な箇所で行う工事の監督、調 査、検査等の作業	22千円	日 額 220円
		〃（当該作業が地上又は水面上20メー トル以上の箇所で行われた場合）	88千円	日 額 320円
		橋脚の基礎工事その他港湾、河川等 におけるこれに類する工事において、水 面下4メートル以上の深所で行う監 督、調査、検査等の作業	6千円	日 額 220円
		トンネルの坑内で行う工事の監督、調 査、検査等の作業	22千円	日 額 560円
		圧搾空気内で行う工事の監督、調査、 検査等の作業（ゲージ圧力0.2メガパス カルまでのとき。）	0千円	1時間 210円
		〃（ゲージ圧力0.3メガパスカルまでの とき。）	0千円	1時間 560円
		〃（ゲージ圧力0.3メガパスカルを超え るとき。）	0千円	1時間 1,000円
		地上若しくは水面上20メートル以上の 箇所又は湖面において行うダム管理そ 他の人事委員会規則で定める作業	78千円	日 額 320円
		滑走路において行う保守点検作業で人 事委員会規則で定めるもの	203千円	日 額 290円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度)	左記職員に対する 支給単価
用地取得等折衝業務 従事職員の特殊勤務 手当		土地等の取得及びこれに伴う損失補償 その他人事委員会規則で定める折衝の 業務	1,964千円	日 額 650円
		〃（当該業務が深夜（午後10時から翌 日の午前5時までの間をいう。）に行 われた場合）	2千円	日 額 975円
火薬類等取締業務従 事職員の特殊勤務手 当		火薬類又は高圧ガスの保安検査又は立 入検査その他人事委員会規則で定める 検査等	24千円	日 額 250円
精神保健福祉業務従 事職員の特殊勤務手 当	精神保健福祉センターに 勤務する職員（医師であ る職員を除く。）	精神障害者に直接接して行う相談又は 指導の業務	70千円	日 額 450円
	保健所に勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある 者の調査、鑑定、鑑定の立会い又は移 送の業務	129千円	日 額 290円
保健指導業務従事職 員の特殊勤務手当	保健所に勤務する保健師 である職員	結核患者又は精神病患者の保健指導の 業務（保健所外において行う保健指導 の業務に限る。）	270千円	日 額 290円
消防教育訓練従事職 員の特殊勤務手当	消防学校に勤務する職員	救助訓練、火災防ぎょ訓練及び水防訓 練のうち人事委員会規則で定めるもの	134千円	日 額 420円
家畜取扱作業従事職 員の特殊勤務手当	農林水産総合センター畜 産研究所又は家畜保健衛 生所に勤務する職員	種雄牛、種雄馬及び種雄豚の自然交配 若しくは精液の採取のため又はこれら の作業の準備のために種雄牛馬等を御 する作業	14千円	日 額 230円
	農林水産総合センター畜 産研究所に勤務する職員	家畜ふん尿の処理の作業	1,526千円	日 額 380円
し尿処理施設等検査 業務従事職員の特殊 勤務手当	環境文化部又は県民局に 勤務する職員	し尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃 棄物処理施設その他人事委員会規則で 定める施設の立入検査等の業務	231千円	日 額 350円
有害物取扱作業従事 職員の特殊勤務手当	人事委員会規則で定める 職員	毒物、劇物等を使用する作業（人事委 員会規則で定めるものに限る。）	881千円	日 額 290円
漁業等取締業務従事 職員の特殊勤務手当		海上において行う漁業等の取締りの業 務	40千円	日 額 500円
けい船料徴収業務従 事職員の特殊勤務手 当	備前県民局又は備中県民 局に勤務する職員	現地において行うけい船料の徴収業務	0千円	日 額 230円
潜水作業従事職員の 特殊勤務手当		潜水器具を着用して潜水作業に従事 (20メートルまでのとき。)	3千円	1時間 310円
		〃（12月1日から翌年の3月31日ま での間における作業）	2千円	1時間 465円
		潜水器具を着用して潜水作業に従事 (30メートルまでのとき。)	0千円	1時間 780円
		〃（12月1日から翌年の3月31日ま での間における作業）	0千円	1時間 1,170円
		潜水器具を着用して潜水作業に従事 (30メートルを超えるとき。)	0千円	1時間 1,500円
		〃（12月1日から翌年の3月31日ま での間における作業）	0千円	1時間 2,250円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度)	左記職員に対する 支給単価
除雪作業従事職員の 特殊勤務手当		除雪車による除雪作業及びこれに伴う 排雪等の作業（午後5時から翌日の午 前6時までの間において行う作業）	0千円	日 額 300円
		〃（暴風雪警報又は大雪警報発令下 において行う作業）	0千円	日 額 450円
災害応急作業等従事 職員の特殊勤務手当		豪雨等異常な自然現象により重大な災 害が発生し、又は発生するおそれがある 道路及びその周辺、河川の堤防その他 他人事委員会規則で定める公共施設に おいて行う巡回監視の作業	11千円	日 額 710円
		〃（作業が午後6時から翌日の午前6 時までの間に行われた場合）	5千円	日 額 1,065円
		被災施設等における重大な災害の発生 した箇所又は発生するおそれの著しい 箇所で行う応急作業又は応急作業のた めの災害状況の調査の作業	69千円	日 額 1,080円
		〃（作業が午後6時から翌日の午前6 時までの間に行われた場合）	18千円	日 額 1,620円
		東京電力株式会社福島第一原子力発電 所の敷地内での作業（原子炉建屋内）	0千円	日 額 40,000円
		〃（故障設備等現場確認）	0千円	日 額 20,000円
		〃（免震重要棟外）	559千円	日 額 13,300円
		〃（免震重要棟内）	0千円	日 額 3,300円
		警戒区域での作業（屋外で4時間以 上）	0千円	日 額 6,600円
		〃（屋外で4時間未満）	0千円	日 額 3,960円
		〃（屋内）	0千円	日 額 1,330円
		帰還困難区域での作業（屋外で4時間 以上）	2,369千円	日 額 6,600円
		〃（屋外で4時間未満）	519千円	日 額 3,960円
		〃（屋内）	0千円	日 額 1,330円
		計画的避難区域での作業（屋外で4時 間以上）	0千円	日 額 5,000円
		〃（屋外で4時間未満）	0千円	日 額 3,000円
		〃（屋内）	0千円	日 額 1,000円
		居住制限区域での作業（屋外で4時間 以上）	0千円	日 額 3,300円
		〃（屋外で4時間未満）	28千円	日 額 1,980円
		〃（屋内）	0千円	日 額 660円
	消防防災航空センターに 勤務する職員	航空機に搭乗して行う業務で次のい ずれかのもの イ 消火活動、救助活動、救急業務そ 他の消防活動の業務 ロ 災害が発生し、又は発生するおそ れがある場合における災害発生状況 等の調査その他の防災業務 ハ イ又はロに掲げる業務を行うため の教育訓練の業務	836千円	1時間 1,900円
		〃（海上における飛行の距離が100kmを 超える救助活動、夜間（日没時から日 出時までの時間をいう。）における業 務、飛行中の航空機からの降下を伴う 救助活動）	2,218千円	1時間 2,470円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度)	左記職員に対する 支給単価
社会福祉施設勤務職員 の特殊勤務手当	児童自立支援施設成徳学 校に勤務する職員	児童に直接接して行う生活指導の業務	0千円	日額 450円
	福祉相談センターに勤務 する職員	知的障害者、知的障害児又は肢体不自由者に直接接して行う相談の業務	37千円	日額 560円
		〃（所長及び次長の職にあるもの並びに総務企画課に勤務するもの）	0千円	日額 450円
		保護を要する女子で婦人保護施設に入所しているものに直接接して行う生活指導又は職業指導の業務	0千円	日額 390円
		保護を要する女子に直接接して行う保護更生又は相談の業務	0千円	日額 380円
社会福祉業務従事職員 の特殊勤務手当	県民局に勤務する職員	福祉に関する業務のうち現業を行うものとして人事委員会規則で定めるもの	5,486千円	月額 10,000円
	上記に掲げる職員以外の職員（県民局健康福祉部に勤務する職員に限る。）	福祉に関する業務のうち援護、育成又は更生の措置を要する者等と面接して行う保護等の必要性の有無等の調査、生活指導等の業務	2千円	日額 560円
	身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司、児童相談所に勤務する児童福祉司及び知的障害者更生相談所に勤務する知的障害者福祉司	相手方に直接接して行う相談又は指導の業務	2,127千円	日額 560円
	児童相談所に勤務する職員（上記に掲げる職員を除く。）	児童に直接接して行う相談又は指導の業務	663千円	日額 560円
	〃（人事委員会規則で定める職員）		0千円	日額 430円
家畜保健衛生所勤務職員 の特殊勤務手当	家畜保健衛生所に勤務する職員	直接家畜に対して行う検査その他家畜の保健衛生上必要な業務で家畜に直接接して行うもの。獣医学的技術を必要とする家畜の病性の検査又は鑑定の業務	5,381千円	日額 670円
専門教育従事職員 の特殊勤務手当	農林水産総合センター農業 大学校に勤務する職員	農業に関する専門的知識を必要とする授業を専ら担当するもの（管理職手当が支給される職員を除く。）	3,828千円	月額 29,000円
食肉地方卸売市場等 勤務職員 の特殊勤務 手当	県営食肉地方卸売市場又は 県営と畜場に勤務する 職員	管理その他の業務	0千円	月額 28,000円
		〃（事務職員）	0千円	月額 27,000円
	食肉衛生検査所に勤務する 職員	専ら獣畜のと殺又は解体の検査等の業務に従事するもの	3,125千円	月額 28,000円
県税事務従事職員 の特殊勤務手当	県民局に勤務する職員	県税事務に専ら従事するもの（人事委員会規則で定めるものを除く。）	41,930千円	月額 18,200円
	県民局に勤務する職員のうち 上記に掲げる職員以外の 職員	納税義務者等に直接接して行う県税の賦課徴収の業務（人事委員会規則で定める業務に限る。）	19千円	日額 1,020円
	総務部税務課に勤務する 職員	県税に係る特別の徴収義務に専ら従事するものとして人事委員会規則で定めるもの	1,092千円	月額 18,200円
		犯則事件の取締りその他人事委員会規則で定める業務	0千円	日額 550円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度)	左記職員に対する 支給単価
医師及び歯科医師である職員の特殊勤務手当	精神保健福祉センターに勤務する医師及び歯科医師である職員		1,505千円	月額 35,000円
狂犬病予防業務従事職員の特殊勤務手当	動物愛護センターに勤務する職員	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定に基づく犬の捕獲又は処分の作業に専ら従事するものとして人事委員会規則で定めるもの	1,083千円	月額 19,000円
	上記に掲げる職員以外の職員	犬の捕獲等の作業	7千円	日額 560円

- (注) 1 手当の名称、主な支給対象職員等については、平成26年4月1日現在のものです。
2 支給実績については、支給単価に対象業務に従事した実績及び支給人数を乗じた額です。

[教育委員会]

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度)	左記職員に対する 支給単価
教育職員の特殊勤務手当	昼間の授業を行う高等学校に勤務する校長で、夜間の授業を行う高等学校の校長を兼ねている者及び夜間の授業を行う高等学校に勤務する校長で、昼間の授業を行う高等学校の校長を兼ねている者並びに昼夜間の授業を行う高等学校に勤務する校長である者（岡山県給与条例第19条の8の規定による定時制通信教育手当が支給される職員を除く。）		228千円	月額 9,500円
	昼間の授業又はその補助を本務として担当する教育職員で、夜間の授業又はその補助勤務を行ったもの及び夜間の授業又はその補助を本務として担当する教育職員で、昼間の授業又はその補助勤務を行ったもの	本務以外の授業又は補助勤務	0千円	授業時間における 1時間 1,100円
	高等学校の通信教育課程の教育職員の職を兼ねている者及び同課程の学習指導者又は連絡指導者に指定された者	同課程に係る面接又は添削指導の業務	84千円	1時間 950円
	心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶものに従事した小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教育職員（人事委員会規則で定めるものを除く。）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で人事委員会規則で定めるもの（非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務）	0千円	日額 6,400円
		（上記業務のうち被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務）	0千円	日額 12,800円
		（児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務）	12千円	日額 6,000円
		（児童又は生徒に対する緊急の補導業務）	324千円	日額 6,000円
		（児童又は生徒に対する緊急の補導業務で人事委員会が定める場合）	417千円	日額 3,000円
		修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	75,936千円	日額 3,400円
		人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの	51,904千円	日額 3,400円
		学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日に行うもの	385,630千円	日額 2,400円
		（人事委員会が定める場合）	0千円	日額 1,200円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度)	左記職員に対する 支給単価
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日に行うもの	48千円	日額 900円
多学年学級担当手当	県費負担教職員のうち、小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する者で人事委員会の定めるもの	3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	0千円	日額 350円
		2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	7,825千円	日額 290円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうち、学校教育法施行規則の規定に基づき置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものの職務を担当する指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭	当該担当に係る業務	143,302千円	日額 200円

- (注) 1 手当の名称、主な支給対象職員等については、平成26年4月1日現在のものです。
2 支給実績については、支給単価に対象業務に従事した実績及び支給人数を乗じた額です。

[警察本部]

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度)	左記職員に対する 支給単価
警察職員の特殊勤務手当	交替制・毎日勤務員及び駐在所勤務員等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる作業で人事委員会規則で定めるもの（作業時間が5時間以上するとき）	402千円	1回 1,100円
		〃（作業時間が2時間以上5時間未満のとき）	96,818千円	1回 730円
		〃（作業時間が2時間未満のとき）	1,541千円	1回 410円
	検視官以外の者	死体処理の作業	31,291千円	1回 2,200円
	検視官	〃（当該作業が検視その他の人事委員会規則で定めるもの）	6,291千円	1回 3,200円
	指定警衛・警護員である警察官	警衛又は警護の作業	222千円	日額 640円
		〃（人事委員会が定める警衛作業）	13千円	日額 1,150円
	舟艇担当技術職員及び従事した警察官	警備船による警備の作業	150千円	日額 290円
	護送勤務員	被疑者護送の作業	2,448千円	日額 220円
	警察本部交通部又は警察署交通課に勤務する職員	交通捜査の作業（夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）において行う作業又は高速道路で行う作業）	11,374千円	日額 840円
		〃（夜間に高速道路で行う作業）	593千円	日額 1,260円
		〃（上記以外の作業）	10,832千円	日額 560円
		伝染病患者又は伝染病の疑いのある患者に接して行う取調べ等の作業	0千円	日額 290円
	爆発物処理要員	爆発物処理要員が行う爆発物又は爆発物の疑いのある物件の処理の作業	0千円	1件 5,200円
		特殊危険物質（人事委員会規則で定める物質をいう。）に係る作業（特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理の作業で人事委員会規則で定めるもの）	0千円	日額 4,600円
		〃（特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業）	0千円	日額 450円
		豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるもの	0千円	日額 1,680円
		〃（当該作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	0千円	日額 2,520円
		東日本大震災に対処するため上記作業に引き続き5日以上従事したとき	0千円	日額 3,360円
		〃（当該作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	0千円	日額 5,040円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度)	左記職員に対する 支給単価
	警察本部交通部又は警察署交通部に勤務する職員	交通整理の業務	1,004千円	日額 310円
		〃(当該業務が高速道路で行われた場合)	120千円	日額 460円
	①警察本部及び警察署に勤務する私服により捜査等を行う警察官 ②通訳者に指定された職員	私服員が行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の業務	66,551千円	日額 560円
		鑑識課、科学捜査研究所、交通指導課及び警察署に勤務する職員	犯罪鑑識の業務	3,134千円
		〃(当該業務が犯罪現場又はこれに関連する場所に立ち入って行われた場合)	4,080千円	日額 560円
		警らの業務	60,204千円	日額 340円
	機動警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び警察署に勤務する職員	緊急自動車の指定を受けた交通取締用自動車の運転の業務(当該業務が自動二輪車及び高速道路における自動車の運転の場合)	5,558千円	日額 560円
		〃(上記以外の自動車の運転の業務)	23,312千円	日額 420円
	警察本部留置管理課及び警察署に勤務する職員	留置施設看守の業務	19,994千円	日額 430円
	少年補導員	少年補導員が行う青少年補導の業務	873千円	日額 330円
	警視以上の階級にある警察官又は管理職員である警察官以外の職員を除く。	突発的に発生した事件、事故等処理するため、正規の勤務時間外において緊急の呼出しを受けて、午後9時から翌日の午前5時までの間に従事する犯罪の予防若しくは捜査、被疑者逮捕、交通取締り、交通整理、犯罪鑑識又は爆発物処理の業務(犯罪の捜査及び交通取締りにあつては、直接補助する場合を含む。)	1,415千円	1回 1,240円
		〃(当該業務に従事した時間が3時間未満のとき)	575千円	1回 620円
	操縦士	航空機に搭乗して行う業務(操縦)	2,836千円	1時間 5,100円
		〃(海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務)	564千円	1時間 6,630円
	整備士	航空機に搭乗して行う業務(整備)	972千円	1時間 2,200円
		〃(海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務)	189千円	1時間 2,860円
		航空機に搭乗して行う業務(捜索、救助、犯罪の捜査、警備、交通の取締りその他の警察の活動)	74千円	1時間 1,900円
		〃(海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務)	47千円	1時間 2,470円
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務(銃器又は銃器と史料されるものが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕又はこれに相当する業務)	0千円	日額 1,640円
〃(前記に付随して行われる固定配置の場合)		1千円	日額 1,100円	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度)	左記職員に対する 支給単価
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務（銃器を使用した犯人又は銃器を所持する犯人の逮捕の業務）	0千円	日 額 1,100円
		〃（前記に付随して行われる固定配置の場合）	7千円	日 額 820円
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務（銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴い、暴力団事務所等の直近に配置して行われる警戒の業務）	0千円	日 額 820円
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務（暴力団等から危害を受けるおそれがある者を保護するため、その者の身边等において行われる警戒の業務）	22千円	日 額 820円
	少年相談専門員	少年相談専門員が青少年に直接接して行う心理判定、相談又は指導の業務	9千円	日 額 560円

- (注) 1 手当の名称、主な支給対象職員等については、平成26年4月1日現在のものです。
2 支給実績については、支給単価に対象業務に従事した実績及び支給人数を乗じた額です。

〔全任命権者共通〕

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 1人につき 月額 6,500円 職員に配偶者がいない場合の扶養親族のうち1人 月額 11,000円 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日以降にある子がいる場合には5,000円加算	同じ		2,748,675千円	252,357円
住居手当	○自ら居住するための住宅を借り受け、一定額(12,000円)を超える家賃を支払っている職員等に支給 ・家賃額に応じ支給 最高限度額 月額 27,000円	同じ		1,170,271千円	343,692円
初任給調整手当	○医師等の欠員補充が困難な職に採用された職員に支給 ・医療職給料表(一)の適用を受ける職 月額410,900 ～306,000円以内 (採用の日から1年を経過するごとに一定額を減ずる。以下同様) ・医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職 月額 50,000円 ・獣医学に関する専門的知識を必要とする職 月額 30,000円	異なる	・獣医学に関する専門的知識を必要とする職 支給なし	55,582千円	1,355,659円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
通勤手当	<p>○通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員及びこれらを併用することを常例とする職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額64,000円+ (運賃等相当額-64,000円) / 2 ・交通用具使用者 使用距離に応じ支給 最高支給限度額 (自動車等) 月額 49,700円 (自転車等) 月額 2,200円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額 55,000円 ・交通用具使用者 使用距離に応じ支給 最高支給限度額 月額 24,500円 	2,365,369千円	115,779円
単身赴任手当	<p>○公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額 23,000円～68,000円 	同じ		100,018千円	352,176円
特地勤務手当	<p>○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・級別区分 支給割合 3級地 12/100 2級地 8/100 1級地 4/100 	同じ		57,774千円	249,026円
宿日直手当	<p>○宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般の宿日直 4,200円 ・特別の宿日直 研修施設等における当直 5,900円 常直 21,000円 	同じ		608,656千円	260,778円
管理職員特別勤務手当	<p>○管理職の職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回 4,000円～12,000円 	同じ		113,837千円	1,962,707円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までに勤務した職員に支給 ・支給割合 25/100	同じ		216,884千円	155,139円
休日勤務手当	○休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 ・支給割合 135/100	同じ		805,896千円	412,434円
管理職手当 【俸給の特別調整額】	○管理又は監督の地位にある職員の職のうち人事委員会規則で定める職にある職員に支給 ・給料月額額の25/100以内 主な役職 支給額(円) 部長(1種) 130,300 次長(3種) 103,400 参与(4種) 88,500 課長(5種) 74,800 参事(8種) 54,000	異なる	○管理又は監督の地位にある職員の官職のうち人事院規則で指定する職にある職員に支給 ・俸給月額額の25/100以内 区分 支給額(円) 1種 117,500～139,300 2種 88,500～104,200 3種 72,700～82,200 4種 55,500～66,400 5種 46,300～51,900	1,297,083千円	595,539円
寒冷地手当	○基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)に寒冷地等に在勤する職員に支給 ・世帯主である職員 扶養親族あり 月額 17,800円 その他 月額 10,200円 ・世帯主以外の職員 月額 7,360円	同じ		11,369千円	61,786円
農林漁業普及指導手当	○農林水産業の普及指導員(管理職手当の支給を受ける者を除く。)に支給 ・給料月額額の4/100	—	—	34,788千円	171,369円
災害派遣手当	○災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定により、他の地方公共団体等から派遣された職員が、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要する場合に、当該職員に支給 ・日額 6,620円以内	—	—	0千円	

[教育委員会]

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度内と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
へき地手当	<p>○交通条件及び自然的経済的文化的諸条件に恵まれない山間地，離島その他の地域に所在するへき地学校（共同調理場を含む。）に勤務する職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・級別区分 支給割合 5級地 25/100 4級地 20/100 3級地 16/100 2級地 12/100 1級地 8/100 準へき地 4/100 <p>へき地学校に準ずる手当 4/100</p>	—	—	155,112千円	443,177円
義務教育等教員特別手当	<p>○小学校，中学校，高等学校，中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教育職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額 8,000円以内 	—	—	1,005,886千円	72,780円
定時制通信教育手当	<p>○定時制又は通信制の課程を置く高等学校の校長，副校長，教頭及び教育職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定時制 月額19,000円（管理職手当の支給を受ける者は月額15,000円） ・通信制 月額 9,500円（管理職手当の支給を受ける者は月額7,500円） 	—	—	44,256千円	307,864円
産業教育手当	<p>○農業又は工業課程を置く高等学校において，実習を伴う当該科目を主として担任する者に対して支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額 19,000円（管理職手当又は定時制通信教育手当の支給を受ける者は月額11,500円） 	—	—	100,574千円	290,676円

7 公営企業職員の状況

(1) 電気事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用 に占める職員給与 比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	2,294,466	729,423	332,832	14.51	15.96

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人 当たり給与 費 B/A	(参考)都道 府県平均一 人当たり給 与費
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	53	195,738	58,235	78,859	332,832	6,280	6,629

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

- 1 (5)と同様に給与制度の総合的見直しを実施。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給 (25年度決算)	平均月収額 (25年度決算)
岡山県企業局 (電気事業)	41.5 歳	332,680 円	523,320 円
団体平均	44.8 歳	356,756 円	560,123 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（平成26年4月1日現在）

岡山県企業局（電気事業）		岡山県（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（25年度）		1人当たり平均支給額（25年度）	
1,488 千円		1,594 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5 ~ 20 %	・役職加算	5 ~ 20 %
・管理職加算	15 ~ 25 %	・管理職加算	15 ~ 25 %

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

岡山県企業局（電気事業）				岡山県（一般行政職）			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分		勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分	
勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分		勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分	
勤続 35 年	43.7 月分	52.44 月分		勤続 35 年	43.7 月分	52.44 月分	
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分		最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	
(その他の加算措置)				(その他の加算措置)			
定年前早期退職特例措置（2～45%加算）				定年前早期退職特例措置（2～45%加算）			
(1人当たり平均支給額)				(1人当たり平均支給額)			
対象者無し ー 千円				4,247 千円 26,353 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。
2 平成25年度は岡山県企業局の退職者数が少ないため、一人当たり平均支給額を記載していません。

ウ 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		7,269 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額（25年度決算）		137,159 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
岡山市	3.0 %	52 人	3.0 %

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	6,364 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	181,829 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	66.0 %
手当の種類（手当数）	6

(注) 手当の名称、主な支給対象職員（業務）及び手当額については、別紙3のとおり

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	17,247 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	367 千円
支給実績（24年度決算）	21,520 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	478 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）・・・ 別紙4のとおり

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 平成24年度の総費用 に占める職員給与費 比率
	A		B	B/A	
	千円	千円	千円	%	%
25年度	2,718,672	675,711	362,480	13.33	13.10

区分	職員数	給与費				(参考)一人 当たり給与 費	(参考)都道 府県平均一 人当たり給 与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	B/A	
	A	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	59	221,142	53,272	88,066	362,480	6,144	6,336

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

- 1 (5)と同様に給与制度の総合的見直しを実施。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給 (25年度決算)	平均月収額 (25年度決算)
岡山県企業局 (工業用水道事業)	41.6 歳	327,451 円	511,978 円
団体平均	45.4 歳	343,373 円	528,594 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（平成26年4月1日現在）

岡山県企業局（工業用水道事業）	岡山県（一般行政職）
1人当たり平均支給額（25年度） 1,493 千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,594 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

岡山県企業局（工業用水道事業）	岡山県（一般行政職）
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62 月分 27.025 月分 勤続25年 30.82 月分 36.57 月分 勤続35年 43.7 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62 月分 27.025 月分 勤続25年 30.82 月分 36.57 月分 勤続35年 43.7 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置（2～45%加算） (1人当たり平均支給額) — 千円 — 千円	(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置（2～45%加算） (1人当たり平均支給額) 4,247 千円 26,353 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。
2 平成25年度は岡山県企業局の退職者数が少ないため、一人当たり平均支給額を記載していません。

ウ 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		2,586 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額（25年度決算）		136,097 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	%
東京都特別区	18.0	1	18.0
岡山市	3.0	18	3.0

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	6,594 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	173,520 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	64.4 %
手当の種類（手当数）	6

（注）手当の名称、主な支給対象職員（業務）及び手当額については、別紙3のとおり

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	16,027 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	321 千円
支給実績（24年度決算）	17,551 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	366 千円

- （注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）・・・別紙4のとおり

〔企業局〕

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	電気事業 支給実績 (25年度決算)	工業用水道事業 支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
危険等現場作業従事職員の特殊勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員を除く職員	一 発電及び工業用水道施設に設置された機械及び設備並びに配電盤、CRT等の監視制御装置について特殊な運転操作を行う作業 二 発電及び工業用水道施設の内部点検補修作業 三 洪水等により行うダムの放流作業 四 工業用水道事務所において、塩害の発生が予想される場合に行う防潮パネル設置作業 五 工業用水道事務所に勤務する職員が行う汚泥処理作業 六 発電所及び工業用水道事務所に勤務する職員が行うスクリーン清掃作業 七 船上で行う流木等除去等の作業 八 事故等により行う施設の緊急応急復旧作業 九 発電総合管理事務所の電気設備の保守管理作業	4,557千円	4,805千円	日 額 670円
用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当		土地、権利、土地に定着する物件又は土地に属する土石、砂れきの取得若しくは使用又は工事に伴う損失補償のための折衝の業務（受託業務の場合を含む）	0千円	0千円	日 額 650円
		〃（当該業務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう）に行われた場合）	0千円	0千円	日 額 975円
特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当		地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、調査、検査等の作業	0千円	0千円	日 額 220円
		〃（当該作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われた場合）	0千円	0千円	日 額 320円
		橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において、水面下4メートル以上の深所で行う監督、調査、検査等の作業	0千円	0千円	日 額 220円
		トンネルの坑内で行う工事の監督、調査、検査等の作業	1千円	1千円	日 額 560円
		交通が遮断されていない道路において行う埋設管路の維持補修作業	0千円	0千円	日 額 300円
夜間配電盤等監視業務従事職員の特殊勤務手当		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる配電盤等監視業務（深夜における勤務時間が4時間以上の場合）	1,022千円	1,023千円	日 額 1,400円
		〃（深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の場合）	679千円	680千円	日 額 930円
		〃（深夜における勤務時間が2時間未満の場合）	0千円	1千円	日 額 580円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	電気事業 支給実績 (25年度決算)	工業用水道事業 支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
有害物取扱作業等従事職員の特殊勤務手当	工業用水道事務所に勤務する職員	メタノール、ホルムアルデヒド、フェノール、発煙硫酸、濃硫酸、N-ヘキサン、メチル・イソブチル・ケトン、アジ化ナトリウム及び水酸化ナトリウムの取扱作業	0千円	0千円	日額 290円
災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当		豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路及びその周辺又は河川の堤防（以下、「被災施設等」という）において行う事業用施設の巡回監視の作業	0千円	4千円	日額 710円
		〃（作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	0千円	4千円	日額 1,065円
		被災施設等における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の作業	25千円	19千円	日額 1,080円
		〃（作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	81千円	57千円	日額 1,620円
		東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内での作業（原子炉建屋内）	0千円	0千円	日額 40,000円
		〃（故障設備等現場確認）	0千円	0千円	日額 20,000円
		〃（免震重要棟外）	0千円	0千円	日額 13,300円
		〃（免震重要棟内）	0千円	0千円	日額 3,300円
		警戒区域での作業（屋外で4時間以上）	0千円	0千円	日額 6,600円
		〃（屋外で4時間未満）	0千円	0千円	日額 3,960円
		〃（屋内）	0千円	0千円	日額 1,330円
		帰還困難区域での作業（屋外で4時間以上）	0千円	0千円	日額 6,600円
		〃（屋外で4時間未満）	0千円	0千円	日額 3,960円
		〃（屋内）	0千円	0千円	日額 1,330円
		計画的避難区域での作業（屋外で4時間以上）	0千円	0千円	日額 5,000円
		〃（屋外で4時間未満）	0千円	0千円	日額 3,000円
		〃（屋内）	0千円	0千円	日額 1,000円
		居住制限区域での作業（屋外で4時間以上）	0千円	0千円	日額 3,300円
		〃（屋外で4時間未満）	0千円	0千円	日額 1,980円
		〃（屋内）	0千円	0千円	日額 660円

(注) 1 手当の名称、主な支給対象職員等については、平成26年4月1日現在のものです。
2 支給実績については、支給単価に対象業務に従事した実績及び支給人数を乗じた額です。

〔企業局〕

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度 と異なる 内容	電 気 事 業 支 給 実 績 (25年度決算)	電 気 事 業 支 給 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (25年度決算)	工 業 用 水 道 事 業 支 給 実 績 (25年度決算)	工 業 用 水 道 事 業 支 給 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (25年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 1人につき 月額 6,500円 職員に配偶者がいない場合の扶養親族のうち1人 月額 11,000円 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日以降にある子がいる場合には5,000円加算	同じ		8,577千円	275,198円	8,107千円	287,822円
住居手当	○自ら居住するための住宅を借り受け、一定額(12,000円)を超える家賃を支払っている職員等に支給 ・家賃額に応じ支給 最高限度額 月額 27,000円	同じ		2,495千円	318,511円	3,500千円	287,704円
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員及びこれらを併用することを常例とする職員に支給 ・交通機関利用者 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額64,000円+(運賃等相当額-64,000円)÷2 ・交通用具使用者 使用距離に応じ支給 最高支給限度額 (自動車等) 月額 49,700円 (自転車等) 月額 2,200円	同じ		8,374千円	164,205円	7,231千円	128,167円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	電気事業 支給実績 (25年度決算)	電気事業 支給職員 1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)	工業用水道事業 支給実績 (25年度決算)	工業用水道事業 支給職員 1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
単身赴任 手当	○公署を異にする異動等に に伴い転居し、やむを得ない 事情により配偶者と別居し、 単身で生活することを常況と する職員に支給 ・月額 23,000円～ 68,000円	同じ		564千円	564,000円	0千円	0円
宿日直手 当	○宿日直勤務を命ぜられた 職員が勤務した場合に支給 ・一般の宿日直 4,200円	同じ		0千円	0円	0千円	0円
管理職員 特別勤務 手当	○管理職の職員が、臨時 又は緊急の必要等により、 週休日又は休日等に勤務した 場合に支給 ・1回 4,000円～ 12,000円	同じ		0千円	0円	0千円	0円
夜間勤務 手当	○正規の勤務時間として、 午後10時から翌日の午前5時 までに勤務した職員に支給 ・支給割合 25/100	同じ		2,615千円	253,076円	2,320千円	233,971円
休日勤務 手当	○休日等における正規の 勤務時間中に勤務することを 命ぜられた職員に支給 ・支給割合 135/100	同じ		4,976千円	506,026円	3,796千円	437,964円
管理職手 当	○管理又は監督の地位に ある職員の職のうち公営企業 管理者が指定する職にある 職員に支給 ・主な役職 支給額(円) 局長 103,400 本局次長・課長 88,500 室長 74,800 所長 66,500 出先次長・課長 54,000	同じ		4,729千円	788,100円	6,908千円	690,753円